



## 答え合わせ・解説

問1	答え 2 司法権	司法権は、法律やその他の法を適用して、具体的な争いを解決する権限です。日本では裁判所がこの権限を独占しており、他の機関から干渉を受けない独立性が憲法で保障されています。
問2	答え 4 国民審査	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われます。投票用紙に、辞めさせるべきだと思う裁判官の名前を記入し、それがない場合は何も書かずに投票します。過半数の票が「辞めさせるべき」となった場合、その裁判官は罷免されます。
問3	答え 2 上告	上告は、三審制における第三審（最高裁判所への申し立て）を指します。上告は、原判決が憲法に違反している場合や、過去の判例と判断が異なる場合などに限定して認められるのが原則です。
問4	答え 2 二院制	国会が衆議院と参議院の二つの議院から構成される制度です。両議院で別々に審議を行うことで、一つの議院による独走や誤った決断を防ぎ、より慎重で多角的な議論が可能になります。
問5	答え 4 罷免	投票用紙には裁判官の氏名が記載されており、やめさせるべきだと考える場合は「×」を記入します。この「×」の数が投票総数の過半数に達したとき、その裁判官は罷免されます。
問6	答え 2 150日間	毎年1月に召集される通常国会は、法律案の審議や予算の決定を行う重要な場です。会期は150日間と定められており、この期間内に国家の重要事項を決定します。
問7	答え 4 起訴	「起訴」は検察官のみができる権限で、これによって刑事裁判が開始されます。起訴されると、その人は被告人と呼ばれ、裁判所に有罪か無罪か、またどのような刑罰を与えるべきかを審理されることになります。検察官は、国家の代表として犯罪の事実を証明する責任を負います。
問8	答え 2 日本国憲法	日本国憲法は、日本のすべての法律や命令、行政の決定よりも高い位にある「最高法規」です。国会が制定するいかなる法律も、憲法の精神や規定に反する内容は無効となります。これは「憲法尊重擁護義務」として、国会議員や裁判官、公務員などが憲法を守ることを義務付けられていることから分かります。
問9	答え 2 衆議院の優越	衆議院の優越とは、憲法で定められた衆議院が持つ強い権限です。予算の議決において両院が不一致の場合、両院協議会を経ても結論が出なければ、衆議院の議決が国会の議決となります。また、内閣総理大臣の指名や条約の承認についても同様の優越が認められています。衆議院の方が任期が短く、解散もあるため、国民の意見の変化に敏感であるという点が根拠となっています。
問10	答え 1 日本国憲法	日本国憲法は国会・内閣・裁判所の役割を明確に分け、お互いに監視し合う三権分立を規定しています。その中で、司法の公正を保つために裁判官の弾劾裁判所についても明記しています。
問11	答え 3 常会	いわゆる「通常国会」は、法律の正式名称を「常会」といいます。これに対し、臨時国会は「臨時会」と呼びます。常会にはあらかじめ150日という会期が定められていますが、臨時会には固定された会期がなく、召集されるたびに議決で期間が決まります。
問12	答え 1 審級制度	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。同じ事実関係を慎重に見直すことで、人権を守り、公平な判決を導き出すことを目的としています。
問13	答え 3 国務大臣	内閣総理大臣が任命するメンバーで、各省庁の長などの重要な役割を担います。憲法に基づき、その過半数は必ず国会議員でなければなりません。また、文民でなければならないという制限もあります。
問14	答え 3 3分の2	憲法第59条により、衆議院で可決し、参議院がそれと異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成を得て再可決すれば、法律として成立します。これは「衆議院の優越」の最も代表的な例です。
問15	答え 1 三審制	原則として第一審、第二審（控訴審）、第三審（上告審）の3段階で構成されます。段階ごとに、より上位の裁判所が関与することで、権力の濫用や誤りを防ぎます。
問16	答え 1 裁判員	殺人などの重大事件において、くじで選ばれた市民が「裁判員」として法廷に立ちます。裁判官とともに証拠を確認し、被告人が有罪かどうか、有罪ならどれくらいの刑罰が妥当かを話し合っ決定します。市民の視点が加わることで、判決に社会的な納得感を持たせる狙いがあります。